

財務省告示第百九十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十年五月三十日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十年六月十日

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第一百  
一回） 財務大臣 額賀 福志郎

二 発行の根拠 平成二十年における公債の発  
行の特例に関する法律（平成二  
十年法律第二十四号）第二条第  
一項及び特別会計に関する法律  
（平成十九年法律第二十三号）

三 振替法の適  
用等 第六十二条第一項  
社債等の振替に関する法律（平  
成十三年法律第七十五号）以下  
「振替法」という。の規定の適  
用を受けるものとし、その振替  
機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第  
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法 価格競争入札発行（以下「  
価格競争入札発行」という。）

六 発

イ 価格競争額  
行 争 非 者 特 国  
入 札 発 行 争 入 価 格 第 一 項 特 別 債 市 場  
行 争 額

各申込みの応募額を割り当てて各申  
込める。当てる。各債市場特別参加者ごとの  
応募額を順位の高い

七 払込金

イ 価格競争額  
行 争 非 者 特 国  
入 札 発 行 争 入 価 格 第 一 項 特 別 債 市 場  
行 争 額

は、額面金額で千五百七十九億  
五千九百十万円  
平成二十年度における公債の発  
行の特例に関する法律第二条第  
一項の規定に基づき発行した利  
付国債に付した利付国債につい  
て、額面金額で六  
百八十六億円  
七千四百一億四千二百二十万円  
六百九十四億八千四百九十四万

の 払 込 み	経 過 利 子	利 率	行 争 入 札 発 競	非 争 入 札 発 競	者 ・ 第 一 格 競	特 ・ 第 一 格 競	国 債 市 場	入 札 発 行	價 格 競 争	十 一 イ 一 発 行 日	九	八
------------------	------------------	--------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	------------------	------------------	------------------	---------------------------------	---	---

五  
万  
円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成二十年五月三十日

額面金額の総額  $\times \frac{2.4}{100} \times \frac{71}{365}$

額は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に追加、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

九  
銭

額  
面  
金  
額  
百  
円  
に  
つ  
き  
百  
一  
円  
二  
十

以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
応  
募  
価  
格

額  
面  
金  
額  
百  
円  
に  
つ  
き  
百  
一  
円  
五  
銭

(一) 年二・四パーセント

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.4}{100} \times \frac{71}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口

十四 初期利子

座に記載又は記録されるもの  
に、前記(一)の算式による  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額  
へただし、当該国債を発行時  
に、前記(一)の算式により算出  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額を控除  
することができる。

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.4 \times 1}{100 \times 2}$$

平成二十年九月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う(以下、  
次号及び第十六号において規定  
する期日について同じ)。

十五 第二期利子

償還期限  
償還金額  
元利支額  
払場所  
入札参加

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。

平成四十年三月二十日  
平成四十年三月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

二  
十

弘 者

込  
期  
日

平  
成  
二  
十  
年  
五  
月  
三  
十  
日